

## 群馬県指定定期検査機関の指定等に関する事務処理要綱

計量法（平成4年法律第51号（以下「法」という。）」第20条第1項の規定に基づく指定定期検査機関の指定に関する事務の取扱は、法第26条から第33条まで、第35条から第39条まで及び「指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令」（平成5年通商産業省令第72号「以下「省令」という。）」の規定によるほか、この事務処理要綱による。

### 第1 指定定期検査機関の指定

群馬県は、定期検査業務を行おうとする者を公募により募集し、審査のうえ指定定期検査機関に指定する。ただし、定期検査業務の履行上、緊急に受託者を選定しなければならない場合、その他公募を行わないことについて合理的な理由がある場合は、この限りでない。

なお、公募に際しては「群馬県指定定期検査機関募集要項（以下、募集要項という。）」を定め、これにより行う。

### 第2 指定定期検査機関の指定申請

指定の申請をしようとする者は、募集要項に基づき書類を作成し、知事に提出をする。

### 第3 申請受付

申請受付の手続きは次のとおりとする。

- (1) 申請受付の窓口は、群馬県計量検定所とする。なお、このほか知事に提出する書類についても同様とする。
- (2) 申請書が提出されたときは、記載事項及び添付書類が具備しているかの確認を行い、適正と認める場合は、申請書及び添付書類の副本に収受印を付し、副本の1通を申請者に手交する。
- (3) 申請書の記載が不十分なとき及び添付書類が不備なときは収受せず、内容を指摘し申請者に再提出を求める。

### 第4 指定調査

指定定期検査機関の指定に係る調査は、書類調査及び現地調査とし、群馬県計量検定所長が指名した職員2名以上で行う。

#### (1) 書類調査

申請内容について、別に定める「指定調査基準」の項目毎に行う。

#### (2) 現地調査

申請内容の一部について、関係書類の照合及び検査設備等の確認を必要があれば現地で行う。なお、現地調査は申請者の立会を求めて行う。

## 第5 審査

- (1) 指定に関する審査を行う者は、計量検定所の役付職員及び担当者とする。
- (2) 審査は、第4に定める指定調査結果及び別に定める「群馬県指定定期検査機関の指定選定に係る審査基準」により行う。

## 第6 通知

知事は、審査結果に基づき指定書（様式第2）又は審査結果通知書（様式第3）を申請者に通知する。

## 第7 変更の届出

指定定期検査機関は、募集要項別紙に掲げる事項に変更があった場合は、遅滞なく指定申請書記載事項変更届（様式第4）を知事に提出する。

## 第8 公示

- (1) 群馬県は、指定定期検査機関を指定した旨の公示を行う。
- (2) 公示は、指定年月日、指定定期検査機関の名称、住所、定期検査を行う地域を群馬県ホームページに掲載する方法により行う。

## 第9 業務規程の提出

指定定期検査機関は、業務規程の認可を受けようとするときは、業務規程認可申請書（様式第5）に業務規程を添えて、業務開始前までに知事に提出する。また、これを変更しようとするときは、業務規程変更認可申請書（様式第6）を知事に提出する。

## 第10 認可の通知

知事は、第9による業務規程が適正であると認められる場合は、業務規程認可書（様式第7）を申請者に通知する。

## 第11 帳簿

指定定期検査機関は、省令第4条の定めるところにより帳簿を備え、知事から提出を求められたときはそれに応じられるよう保存しなければならない。この場合において省令第4条の2の規定により、帳簿に代えて電磁的方法によることができる。

## 第12 業務の休廃止等

- (1) 指定定期検査機関は、定期検査業務の全部若しくは一部を休止又は廃止をしようとするときは、3か月前までに業務休止（廃止）届出書（様式第8）を知事に提出する。
- (2) 知事は、業務休止（廃止）の届出及び指定の取り消し並びに定期検査業務の停止を

命じた旨の公示を、業務の引き継ぎ開始1か月前までに群馬県ホームページに掲載する方法により行う。

### 第13 事業計画書等の提出

- (1) 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、知事に提出しなければならない。また、これを変更しようとするときも同様とする。
- (2) 指定定期検査機関は、毎事業年度終了後3か月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出する。

### 第14 指定定期検査機関に対する立入検査

群馬県計量検定所長は、適正な計量の実施の確保の観点から、指定定期検査機関に対して立入検査を行うことができる。

### 第15 その他

この要綱に定めるもののほか、指定定期検査機関の指定等に関し必要な事項は、群馬県計量検定所長が別に定める。

### 附則

この要綱は、平成21年1月22日から施行する。

この要綱は、平成24年1月20日から施行する。

この要綱は、平成30年1月12日から施行する。

この要綱は、令和3年1月12日から施行する。

この要綱は、令和4年3月28日から施行する。

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。